

ID:0422

担当部署:経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯許可の変更					
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉の配湯に関する規則 第3条					
例規番号	平成17年規則第173号					
【根拠条文】 (配湯許可の変更) 第3条 配湯許可業者は、許可を受けた事項（次項各号に掲げるものを除く。）を変更しようとするときは、速やかに湯本温泉配湯許可変更申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、変更の基準については、前条第4項を準用する。						
2 配湯許可業者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに湯本温泉配湯許可事項変更届（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。 (1) 配湯を受ける施設の名称 (2) 配湯を受ける施設の代表者名 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な事項として認めるもの						
【基準】 (配湯の許可) 第2条 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の許可をしないこととし、その理由を添えて湯本温泉配湯不許可通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。 (1) 湧出量、既存施設の配湯許可量、貯湯タンク容量等に照らして、申請配湯量が過大であるとき。 (2) 配湯を受けようとする施設が配湯施設から離れている等、配湯が困難であるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるほか、湯本温泉全体の発展に照らしてやむを得ない事情があるとき。 。						
標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	平成29年5月1日	最終変更年月日	年 月 日			